

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	都市整備部 建築指導課
------	-------------

事案番号	12306
実施事案名	盛土規制法の規制区域（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>令和5年5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、都道府県（指定都市・中核市を含む。）は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。</p> <p>今回、本市では、規制区域の指定に向けて、同法第4条の規定に基づく基礎調査を実施し、市街地や集落、その周辺など、人家等が存在し、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリアである「宅地造成等工事規制区域」及び市街地や集落等からは離れているものの地形等の条件から盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリアである「特定盛土等規制区域」の案を作成しました。</p> <p>そこで、令和6年度後半に予定している規制区域の指定に向けて、その内容をお知らせし、広く市民の皆さんの意見をいただくため、意見公募手続を実施するものです。</p>
策定根拠となる法令等	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項、第26条第1項
政策等の案の関係資料	盛土規制法の規制区域（案）の概要 盛土規制法パンフレット（一般用・事業者用）

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年1月12日（金）
------------	--------------